(別添)

平成18年度有明海・八代海水環境調査に係る企画書作成のための仕様書

1.調査目的

複数の県にまたがる広域な閉鎖性海域である有明海については、平成12年度漁期にノリの不作等が大きな問題となったため、環境省では有明海全域での水質・底質・底生生物等の調査を実施してきたところである。

また、平成14年11月に施行された「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」への対応という観点から、平成15年度からは八代海も対象海域に追加して調査を実施してきたころである。

本年度においても、引き続き有明海・八代海の底質・底生生物を含めた詳細な水環境の状況を把握することを目的とする。

2. 事業の概要

(1)水質調査

有明海・八代海関係県等において行われている水質モニタリング調査を補足し、有明海・八代海全域における水環境の把握を行う。

(2)底質・底生生物調査

有明海・八代海の底質環境の特徴を考慮し、底生生物相の把握及びその変化につい て調査を行う。

3. 事業の内容

(1)水質調査

有明海・八代海関係県等において行われている水質モニタリング調査を補足し、有明海・八代海全域における水環境の把握を行う。

ア.調査時期

夏季、秋季及び冬季の3回

イ.調査項目

COD、全窒素、全燐、栄養塩類(NH₄-N、NO₂-N、NO₃-N、PO₄-P)

ウ.分析方法

項目	分 析 方 法
COD	JIS K 0102 17 過マンガン酸カリウム酸性法
全窒素	JIS K 0102 45.4 銅・カドミウムカラム還元法
全燐	JIS K 0102 46.3.1 ペルオキソニ硫酸カリウム分解法
N H 4 - N	JIS K 0102 44.2 インドフェノール青吸光光度法
N O 2 - N	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法
N O 3 - N	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウムカラム還元法
P O 4 - P	JIS K 0102 46.1.1 モリブデン青吸光光度法

工.調査地点

有明海 13点 八代海 10点

(2)底質・底生生物調査

有明海・八代海の底質環境の特徴を考慮し、底生生物相の把握及びその変化について調査を行う。

ア.調査時期

夏季、秋季及び冬季の3回

イ.調査項目

現場調査項目

色相、臭気、泥温

底質に関する分析項目

COD、全窒素、全燐、強熱減量、粒度組成、含水率、酸化還元電位、硫化物、有機物(TOC)、

底生生物に関する採取項目

マクロヘ・ントス

底泥表層に浮遊している堆積物および直下の堆積物に関する分析項目 COD、全窒素、全燐、強熱減量、粒度組成、含水率、硫化物、有機物(TOC)

(3)検討委員会の開催

調査結果については、次の委員からなる検討委員会を設置し、指導、助言を得るものとする。検討委員会は、東京にて1回程度開催する。

9 3。 快引安貞去は、未示にて「四任反用作する。					
氏			名	所属・役職	
岡	田	光	日	広島大学理事・副学長	
菊	池	泰		元九州ルーテル学院大学 人文学部 教授	
木	幡	邦	男	独立行政法人 国立環境研究所 水土壤圏環境研究領域長	
須	藤	隆		生態工学研究所 代表	
中	西		弘	山口大学 名誉教授	
西	村		修	東北大学 大学院工学研究科 教授	
松	田		治	広島大学 名誉教授	

(謝金支給該当者については、上記委員全員である。)

4. 実施期間

契約締結の日から平成19年3月23日までとする。

5.報告書の提出期限及び提出部数

請負者は、調査結果を取りまとめ、下記に定めるとおり、提出するものとする。

報告書等の提出に当たっては、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日一部改正。以下「基本方針」という。)に従うものとする。ただし、報告書に使用する用紙については、古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下とし、裏表紙には古紙パルプ配合率、白色度、その他基本方針の印刷に係る判断基準のうち該当する事項について明記するものとする。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮する。併せて、電子媒体(CD)による報告書を5式提出する。

提出期限:平成19年3月23日

提出場所:環境省提出部数:20部

- 6.その他
- (1)請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、 あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、 その指示に従う。
- (2)本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め環境省に 帰属するものとする。
- (3)環境省LANを利用するシステムを開発する場合は、事前に環境情報室とシステム 開発前にネットワークの利用に関して調整をすること。
- (4)環境省LAN端末にソフトウェア(開発したものを含む)をインストールする場合、 端末の管理を環境情報室と端末の仕様及び他のソフトウェアへの影響を確認・調整す ること。

(仕樣書別添)

仕様書に規定する成果物(電子的提供)に関しては、以下による。

- 1.成果物はMicrosoft社WindowsXP上で表示可能なものとする。
- 2. 使用するアプリケーションソフトについては、
- (1)ワープロソフトについては(Justsystem社一太郎シリーズVer.13以下、Microsoft社 Word2002以下)
- (2)計算表については、表計算ソフト(Microsoft社Excel 2002以下)で作成されたものとする。
- (3) 画像については、BMP(ビットマップピクチャー)形式又は、JPEG形式とする。
- 3.格納媒体はコンパクトディスクとする。

なお、成果物等には、事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスク に必ずラベルにより付記すること。文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担 当官に従うこと。

4. 上記成果物に加え、(1) PDFファイル形式、(2) HTMLファイル形式(写真・イラスト・グラフ等の画像部分は、GIF、JPEG等のファイル形式)とを各々成果物として加える。

5. その他

成果物納入後に発生した、請負者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずること。